

法制情報

第 8 号

第 8 号テーマ

「政治資金規正法上の寄附等の制限について②」

はじめに

前号に引き続き、本号では「政治資金規正法上の寄附等の制限」について、制度の概要や注意点を整理していきます。

前号では、政治資金規正法全般や寄附者と寄附の対象者による制限について解説を行いましたので、本号では寄附の量的制限や質的制限、その他の事項について解説していきます。

※前号につきましては、本市会のホームページにも掲載しておりますので、よろしければ御利用ください (<https://www.city.yokohama.lg.jp/shikai/gikaikyoku/journal.html>)。

1 用語の定義等

本号にも共通する政治資金規正法上の定義等については、前号において記載しておりますので、是非前号と併せて御高覧いただければと思います。ここでは、中心となる「政治団体」の定義について再掲します。

○政治資金規正法（抜粋）

（定義等）

第 3 条 この法律において「政治団体」とは、次に掲げる団体をいう。

- (1) 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- (2) 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、次に掲げる活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体

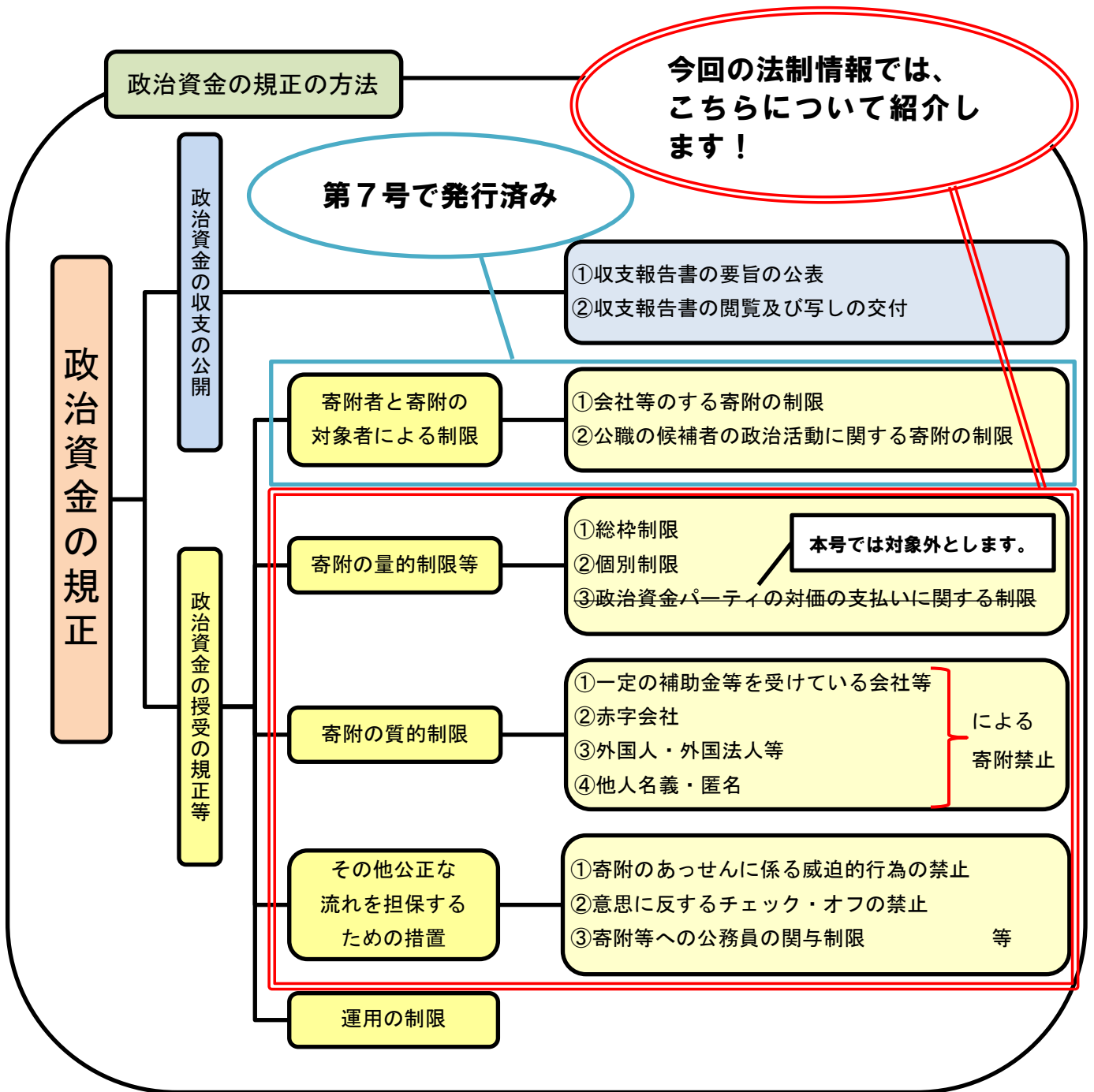
イ 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

ロ 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること。

（第 2 項から第 5 項まで省略）

したがって、たまたま選挙時において特定の公職の候補者を推薦し、支持するような団体は、政治団体として扱われません。

【政治資金制度研究会、『逐条解説 政治資金規正法<第二次改訂版>』、ぎょうせい、50 頁】



【総務省自治行政局選挙部政治資金課、『政治資金規正法のあらまし』、2頁】

2 政治資金規正法上の寄附の制限

(1) 寄附者と寄附の対象者による制限

前号に掲載しておりますので御覧ください（8～12頁）。

(2) 寄附の量的制限

寄附の量的制限は、巨額の政治資金の授受が政治の腐敗を招きやすく、癒着現象を引き起こしやすいことから、量的側面に着目し、寄附を量的に制限するものであり、これには「総枠制限」と「個別制限」という2つの制限があります。

【政治資金制度研究会、『実務と研修のためのわかりやすい政治資金規正法〔第二次改訂版〕』、ぎょうせい、122頁】

ア 総枠制限（法第21条の3）

総枠制限とは、寄附をする側と受ける側の区分に応じて、寄附できる年間の総額についての制限です。

【政治資金制度研究会、『逐条解説 政治資金規正法<第二次改訂版>』、ぎょうせい、181頁】

① 個人のする寄附の限度額

寄 附	限度額
I 政党・政治資金団体に対する寄附	2,000万円
II 政党・政治資金団体以外の者に対する寄附	1,000万円

個人が1年間に行える寄附の限度額はI及びIIから総額3,000万円となりますが、同時にそれぞれの寄附について設けられた限度額を超えることができません。

したがって、例えば、政党・政治資金団体に対する寄附の額がその限度額に至らない場合であっても、限度額に至るまでの余裕分をその他の政治団体への寄附に流用することはできません。

【政治資金制度研究会、『逐条解説 政治資金規正法<第二次改訂版>』、ぎょうせい、182頁】

② 会社等のする寄附の限度額

会社等のする寄附の年間限度額は、次の表の団体の種類それぞれの区分に応じて異なります。

団体の種類	区 分
会社	資本金の額又は出資の金額
労働組合・職員団体	組合員の数又は構成員の数
その他の団体（政治団体を除く。）	前年の年間の経費の額

それぞれの総枠制限を一覧にすると、次頁のようになります。

総枠制限の一覧

会 社 (資本金の額又は出資の金額)	労働組合又は職員団体 (組合員又は構成員の数)	会社・労働組合又は職員団体 以外の団体 (前年における年間の経費)	政党・政治資金団体 に対する寄附の年間 限度額
10億円未満	5万人未満	2千万円未満	750万円
10億円以上～50億円未満	5万人以上～10万人未満	2千万円以上～6千万円未満	1,500万円
50億円以上～100億円未満	10万人以上～15万人未満	6千万円以上～8千万円未満	3,000万円
100億円以上～150億円未満	15万人以上～20万人未満	8千万円以上～1億円未満	3,500万円
150億円以上～200億円未満	20万人以上～25万人未満	1億円以上～1億2千万円未満	4,000万円
200億円以上～250億円未満	25万人以上～30万人未満	1億2千万円以上～1億4千万円未満	4,500万円
250億円以上～300億円未満	30万人以上～35万人未満	1億4千万円以上～1億6千万円未満	5,000万円
300億円以上～350億円未満	35万人以上～40万人未満	1億6千万円以上～1億8千万円未満	5,500万円
350億円以上～400億円未満	40万人以上～45万人未満	1億8千万円以上～2億円未満	6,000万円
400億円以上～450億円未満	45万人以上～50万人未満	2億円以上～2億2千万円未満	6,300万円
450億円以上～500億円未満	50万人以上～55万人未満	2億2千万円以上～2億4千万円未満	6,600万円
500億円以上～550億円未満	55万人以上～60万人未満	2億4千万円以上～2億6千万円未満	6,900万円
550億円以上～600億円未満	60万人以上～65万人未満	2億6千万円以上～2億8千万円未満	7,200万円
600億円以上～650億円未満	65万人以上～70万人未満	2億8千万円以上～3億円未満	7,500万円
650億円以上～700億円未満	70万人以上～75万人未満	3億円以上～3億2千万円未満	7,800万円
700億円以上～750億円未満	75万人以上～80万人未満	3億2千万円以上～3億4千万円未満	8,100万円
750億円以上～800億円未満	80万人以上～85万人未満	3億4千万円以上～3億6千万円未満	8,400万円
800億円以上～850億円未満	85万人以上～90万人未満	3億6千万円以上～3億8千万円未満	8,700万円
850億円以上～900億円未満	90万人以上～95万人未満	3億8千万円以上～4億円未満	9,000万円
900億円以上～950億円未満	95万人以上～100万人未満	4億円以上～4億2千万円未満	9,300万円
950億円以上～1,000億円未満	100万人以上～105万人未満	4億2千万円以上～4億4千万円未満	9,600万円
1,000億円以上～1,050億円未満	105万人以上～110万人未満	4億4千万円以上～4億6千万円未満	9,900万円
1,050億円以上	110万人以上	4億6千万円以上	1億円

【総務省自治行政局選挙部政治資金課、『政治資金規正法のあらまし』、18頁】

事例1 企業が政治資金団体に限度額を超える寄附

■事件の概要

衆議院議員 A 氏の一族が経営する企業「X 商事」が、2008 年から 2012 年にかけての 5 年間、所属政党の政治資金団体に政治資金規正法で認められた限度額を超えて献金していたことがわかった。

A 氏が代表を務める Y 党 V 県第 8 選挙区支部によると、X 商事は 2008 年に V 県 W 支部に 750 万円、Y 党の政治資金団体 Z に 6 万円を寄附。2009～2012 年は毎年 V 県第 8 選挙区支部に 750 万円、Z に 6 万円をそれぞれ寄附していた。X 商事は Z への 6 万円は寄附ではなく「会費」として支払ったと主張している。

■解説：企業が出す会費は、政治資金規正法上、寄附とみなされ（法第 5 条）、各企業の資本金に応じて年間限度額が定められています（法第 21 条の 3・第 22 条）。

企業などの団体が政党・政治資金団体に対して年間にするのできる寄附の総額は、その資本金に応じて年間 750 万円～1 億円に制限されており、本件の場合、X 商事に認められる限度額は年間 750 万円です。なお、政治資金規正法上、政治団体に会費を支払

うことが認められるのは個人のみであり、企業の支払う会費は寄附とみなされます。よってX商事がZに「会費」として支払っていた年間6万円、5年間で計30万円分は、限度額を超えた寄附であり、政治資金規正法が定める寄附の量的制限に違反するおそれがあります。なお、仮に違法性が認められた場合、X商事には50万円以下の罰金が科される可能性があります（法第26条）。

【国政情報センター、『政治資金規正法違反事例集Ⅱ』、10・11頁】

○政治資金規正法（抜粋）

（寄附の総額の制限）

第21条の3 政党及び政治資金団体に対してされる政治活動に関する寄附は、各年中において、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えることができない。

- (1) 個人とする寄附 2,000万円
- (2) 会社とする寄附 次の表の上欄に掲げる会社の資本金の額又は出資の金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額

50億円以上	3,000万円
10億円以上50億円未満	1,500万円
10億円未満	750万円

- (3) 労働組合又は職員団体のする寄附 次の表の上欄に掲げる労働組合の組合員又は職員団体の構成員（次項において「組合員等」という。）の数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額

10万人以上	3,000万円
5万人以上10万人未満	1,500万円
5万人未満	750万円

- (4) 前2号の団体以外の団体（政治団体を除く。）のする寄附 次の表の上欄に掲げる団体の前年における年間の経費の額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額

6,000万円以上	3,000万円
2,000万円以上6,000万円未満	1,500万円
2,000万円未満	750万円

2 資本金の額若しくは出資の金額が100億円以上の会社、組合員等の数が15万人以上の労働組合若しくは職員団体又は前年における年間の経費の額が8,000万円以上の前項第4号の団体については、同項第2号から第4号までに掲げる額は、3,000万円に、それぞれ資本金の額若しくは出資の金額が50億円を超える金額50億円ごと、組合員等の数が10万人を超える数5万人ごと、又は前年における年間の経費の額が6,000万円を超える金額2,000万円ごとに500万円（その合計額が3,000万円に達した後においては、300万円）を加算した金額（その加算する金額の合計額が7,000万円を超える場合には、7,000万円を加算した金額）として、同項の規定を適用する。

3 個人とする政治活動に関する寄附で政党及び政治資金団体以外の者に対してされるものは、

各年中において、1,000万円を超えることができない。

(第4項及び第5項省略)

イ 個別制限（法第22条）

寄附の量的制限には、1年間にできる寄附の総額を定める総枠制限のほかに、同一者からの同一者に対してする寄附の限度額を定める個別制限があり、次のとおり限度額が定められています。

- ① 政党及び政治資金団体以外の政治団体から、政党及び政治資金団体以外の同一の政治団体に対しては、年間5,000万円を超えて寄附をすることはできません。
- ② 個人から、政党及び政治資金団体以外の同一の者に対しては、年間150万円を超えて寄附をすることはできません。

【政治資金制度研究会、『Q&A 政治資金ハンドブック（第五次改訂版）』、ぎょうせい、290頁】

寄附者	受領者	限度額
①政党・政治資金団体以外の政治団体	政党・政治資金団体以外の同一の政治団体	5,000万円
②個人	政党・政治資金団体以外の同一の者	150万円

また、何人も、寄附の総枠制限又は個別制限の規定に違反してされる寄附を受けてはならないとされています。

【政治資金制度研究会、『実務と研修のためのわかりやすい政治資金規正法〔第二次改訂版〕』、ぎょうせい、137・138頁】

○政治資金規正法（抜粋）

(同一の者に対する寄附の制限)

第22条 政党及び政治資金団体以外の政治団体のする政治活動に関する寄附は、各年中において、政党及び政治資金団体以外の同一の政治団体に対しては、5,000万円を超えることができない。

2 個人のする政治活動に関する寄附は、各年中において、政党及び政治資金団体以外の同一の者に対しては、150万円を超えることができない。

(第3項省略)

(量的制限等に違反する寄附の受領の禁止)

第22条の2 何人も、第21条第1項、第21条の2第1項、第21条の3第1項及び第2項若しくは第3項又は前条第1項若しくは第2項の規定のいずれかに違反してされる寄附を受けてはならない。

ウ 寄附の量的制限等の概要

寄付者		個人		会社・労働組合等の団体		政治団体			
		総枠制限	同一の受領者に対する個別制限	総枠制限	同一の受領者に対する個別制限	政党	政治資金団体	資金管理団体	その他
受領者		総枠制限	同一の受領者に対する個別制限	総枠制限	同一の受領者に対する個別制限	量的制限			
政治団体	政党	〈A枠〉 年間 2,000万円 以内	制限なし	〈A枠〉 資本金、組合員 数等に応じて 年間750万円～ 1億円以内	制限なし	制限なし			
	政治資金団体 (政党が指定)								
	政治以外の 団体の	資金管理団体 (政治家が指定)	〈B枠〉 年間 1,000万円 以内 (注1)	年間 150万円 以内 (注2)	一切禁止		同一の政治 団体に対し 年間 5,000万円 以内		
政治以外の 団体の	資金管理団体 以外の団体								
政治家個人									

部分：口座振込に限定（1,000円以下の寄附及び不動産の譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む）による寄附を除く。）
 部分：金銭・有価証券によるものは禁止。ただし、選挙運動に関するものは金銭・有価証券によることも可。
 部分：寄付は一切禁止。

(注1) 資金管理団体の届出をした政治家が、その者が公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附を、その資金管理団体に対してする寄附（特定寄付）については、総枠制限はない。
 (注2) 資金管理団体の届出をした政治家が、その資金管理団体に対してする寄附（特定寄付及び自己資金による寄附）については、個別制限はない。
 (注3) 遺贈による寄附については、量的制限はない。

エ 罰則等

寄附等の量的制限違反には、「総枠制限の違反」と「個別制限の違反」があります。寄附をした者や受けた者は罰則が科せられ、当該団体に対する罰金刑や没収・追徴、選挙権被選挙権の停止についても定められています（詳しくは前号 11～12 頁参照）。

違反行為	罰則の対象	罰 則
寄附の総枠制限違反（第 21 条の 3）	寄附をした者	1 年以下の禁錮（自然人のみ）又は 50 万円以下の罰金（第 26 条）
寄附の個別制限違反（第 22 条）	寄附を受けた者	
・会社、政治団体、その他の団体の役職員又は構成員が違反行為をしたときは、その団体に対して罰金刑（第 28 条の 3）		
・違反行為により受けた寄附について、没収・追徴（第 28 条の 2）		
・選挙権及び被選挙権の停止（第 28 条）		

【政治資金制度研究会、『Q&A 政治資金ハンドブック（第五次改訂版）』、ぎょうせい、300・301 頁】

※刑法の一部改正に伴い、「禁錮」は「拘禁刑」に改正される予定ですが、本号では発行日現在の規定として「禁錮」のまま掲載します。

○政治資金規正法（抜粋）

第 26 条 次の各号の一に該当する者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）は、1 年以下の禁錮又は 50 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 21 条第 1 項、第 21 条の 2 第 1 項、第 21 条の 3 第 1 項及び第 2 項若しくは第 3 項又は第 22 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に違反して寄附をした者
- (2) 第 21 条第 3 項の規定に違反して寄附をすることを勧誘し、又は要求した者
- (3) 第 22 条の 2 の規定に違反して寄附を受けた者

【コラム】公職選挙法上の寄附について

政治活動（選挙運動を含む。）に関する寄附については、政治資金規正法による制限のほかに公職選挙法による制限があります（公職選挙法第 199 条～第 200 条）。併せて注意が必要ですが、このコラムではその規制のうちの 1 つを紹介します。

公職の候補者等の寄附の禁止（公職選挙法第 199 条の 2）

公職の候補者又は公職の候補者になろうとする者（公職にある者を含む。以下「公職の候補者等」という。）は、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域。以下同じ。）内にある者に対し、特定の場合を除き、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をすることはできません。

当該公職の候補者等以外の者が行う当該公職の候補者等を寄附の名義人とする当該選挙区内にある者に対する寄附についても、特定の場合を除き、いかなる名義をもってするを問わず、禁止されています。

政治資金制度研究会、『Q&A 政治資金ハンドブック（第五次改訂版）』、ぎょうせい、325・326 頁】

(3) 寄附の質的制限

寄附に係る制限には、総枠制限、個別制限といわれる、金銭面から見た量的制限のほかに、寄附をする相手や、その性質からみた質的制限があります。

質的制限は量的な制約と異なり、一定限度額までは認められるというものではなく、寄附をすること自体できるか、できないかというもので、具体的には以下のようなものがあります。

【政治資金制度研究会、『Q&A 政治資金ハンドブック（第五次改訂版）』、ぎょうせい、302頁】

寄附の質的制限	
ア	①国から一定の補助金等や出資等を受けている法人の寄附の制限 ②地方公共団体から一定の補助金等や出資等を受けている法人の寄附の制限
イ	赤字会社の寄附の禁止
ウ	外国人等からの寄附の受領の禁止
エ	匿名等の寄附の禁止

ア 特定の会社等による寄附の制限（法第22条の3）

国又は地方公共団体から補助金等や出資等を受けている会社その他の法人が、補助金等や出資等を受けているということにより国又は地方公共団体と特別な関係に立っており、その特別な関係を維持又は強固にすることを目的として不明朗な政治活動に関する寄附がなされるおそれがあるので、それを防止しようというものであり、その制限には①国から一定の補助金等や出資等を受けている法人の寄附の制限と②地方公共団体から一定の補助金等や出資等を受けている法人の寄附の制限とがあります。

【政治資金制度研究会、『実務と研修のためのわかりやすい政治資金規正法〔第二次改訂版〕』、ぎょうせい、139頁】

① 国から一定の補助金等や出資等を受けている法人の寄附の制限

国から、補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党交付金を除く。）の交付の決定を受けた法人は、交付の決定の通知を受けた日から1年間は政党・政治資金団体に対して寄附をしてはならないとされています。

また、国から、資本金、基本金その他これらに準ずるものの出資や拠出を一部でも受けている法人は、政党・政治資金団体に対して寄附をしてはならないとされています。

② 地方公共団体から一定の補助金等や出資等を受けている法人の寄附の制限

地方公共団体から、補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないものを除く。）の交付の決定を受けた法人は、次の者に対して、交付の決定の通知を受けた日から1年

間は寄附をしてはならないとされています。

- ㉠ 当該地方公共団体の議会の議員又は長に係る公職の候補者
(候補者になろうとする者及び公職にある者を含む。)
- ㉡ ㉠の者に係る資金管理団体
- ㉢ ㉠の者を推薦し、支持し、又は反対する政治団体

また、地方公共団体から資本金、基本金、その他これらに準ずるものの出資や
拠出を一部でも受けている法人は、上の㉠～㉢の者に対して政治活動に関する
寄附をしてはならないとされています。

【政治資金制度研究会、『実務と研修のためのわかりやすい政治資金規正法〔第二次改訂版〕』、
ぎょうせい、139～143頁】

また、何人も、特定の会社等の寄附の制限の規定の適用を受ける者であることを
知りながら、その者に対して、政治活動に関する寄附をすることを勧誘し、又は要
求してはならないとされています。

さらに、何人も、特定の会社等の寄附の制限の規定に違反してされる寄附である
ことを知りながら、これを受けてはならないとされています。

【政治資金制度研究会、『実務と研修のためのわかりやすい政治資金規正法〔第二次改訂版〕』、
ぎょうせい、143頁】

事例2 自治体が出資する会社が政党支部に献金

■事件の概要

石川県が出資する会社が、ある政党の県内支部3カ所に2000年以降だけで総額120万円を政治献金していたことがわかった(2007年1月31日報道)。

献金していたのは、金沢市の中心街で商業ビルや公共駐車場の管理などを行っている商業ビル管理会社。同社は1970年の設立で、県は資本金の8.33%にあたる1,000万円を出資している。社長は元副知事。政治団体収支報告書によれば、同社は党の石川県内の政党支部に2000年、2001年及び2003～2006年の6年間で計72万円を寄附。別の支部に2004～2006年に計36万円、さらにほかの支部(2004年3月解散)にも2003年に12万円を寄附している。

この間、同党では、2002年、2006年の県知事選で現職を推薦、2007年の県議選では26人を公認している。

**■解説：自治体が出資する会社などは、その自治体の首長や地方議員の推薦、公認など
を行う政治団体への寄附をしてはならないとされています。**

政治資金規正法は、会社や労働組合などの団体が寄附できるのは、政党・政党支部のうち一定の要件を満たすものと政党が指定する政治資金団体のみと制限をしています(法第21条)。さらに自治体が出資する法人の場合は、その自治体の首長や地方議員の推薦、公認などを行う政治団体への寄附を禁じています(法第22条の3)。この政治団体には推

薦、公認を行う政党支部も含まれます。これは、政治資金の調達に関して癒着的な関係を排除する目的があるからです。首長や議員の支持、推薦などと無関係な政党・政党支部はまずありえないため、実質的に自治体が出資する法人から、政党・政党支部への寄附を禁止しているともいえます。

自治体から出資を受けているということは、その法人に税金が投入されているということです。公平性を確保しなければならないのは自明といえます。

違反すると3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金となります（法第26条の2）。法人（団体）違反の場合は、違反行為をした役職員が罰せられ、さらに法人（団体）に罰金が科せられます（両罰規定）（法第28条の3）。違反として罰則が与えられるのは、寄附する側に故意があった場合であり、受領者の場合は「違反すると知りながら」受け取った場合です。なお、寄附した時点で違反となるため、返還したかどうかは罰則には関係がありません。

本件では、県は出資したのみならず、元幹部職員（公務員）を役員として送り込んでいるため、法の不知は許されないのはいうまでもなく、本来厳しく会社を監督すべき立場にあるといえます。

【国政情報センター、『政治資金規正法違反事例集』、30～32頁】

○政治資金規正法（抜粋）

（寄附の質的制限）

第22条の3 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法（平成6年法律第5号）第3条第1項の規定による政党交付金（同法第27条第1項の規定による特定交付金を含む。）を除く。第4項において同じ。）の交付の決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。第4項において同じ。）を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後1年を経過する日（当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日）までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2 国から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、政治活動に関する寄附をしてはならない。

3 前2項の規定は、これらの規定に該当する会社その他の法人が、地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者に係る第3条第1項第2号若しくは第3号ロの規定に該当する政治団体に対してする政治活動に関する寄附については、適用しない。

4 第1項及び第2項の規定は、次の各号に掲げる会社その他の法人が、当該各号の地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政治団体に対してする政治活動に関する寄附について準用する。

- (1) 地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金の交付の決定を受けた会社その他の法人
- (2) 地方公共団体から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人
- 5 何人も、第1項又は第2項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者であることを知りながら、その者に対して、政治活動に関する寄附をすることを勧誘し、又は要求してはならない。
- 6 何人も、第1項又は第2項（これらの規定を第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反してされる寄附であることを知りながら、これを受けてはならない。

イ 赤字会社の寄附の禁止（法第22条の4）

3事業年度以上にわたり継続して政令で定める欠損が生じている会社は、その欠損がうめられるまでの間、政治活動に関する寄附をしてはならないとされており、これがいわゆる赤字会社の寄附の禁止です。

赤字会社の寄附の禁止は、構造的に赤字を生じている会社が政治献金を行うことを禁ずるものですが、構造的に赤字を生じている会社については…

- ・ そもそも分相応な寄附というものがありません
- ・ 会社が営利を目的とする企業体である以上、株主に配当もできないような経営状態でありながら、政治献金を許容するのは適当でないこと
- ・ 過去の事例からみて、このような会社が政治献金を行うについては疑惑がつきまといがちなこと

等の理由により禁止措置が講じられたものです。ただし、たまたま1事業年度について欠損を生じたような会社についてまで政治献金を禁止するのは合理的ではないと考えられることから、構造的に赤字を生じている会社として3事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社についてのみ、その欠損がうめられるまでの間、政治活動に関する寄附を禁止することとされたものです。

また、何人も、赤字会社の寄附の禁止の規定に違反してされる寄附であることを知りながら、これを受けてはならないとされています。

【政治資金制度研究会、『実務と研修のためのわかりやすい政治資金規正法〔第二次改訂版〕』、ぎょうせい、143～145頁】

○政治資金規正法（抜粋）

第22条の4 3事業年度以上にわたり継続して政令で定める欠損を生じている会社は、当該欠損がうめられるまでの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。

- 2 何人も、前項の規定に違反してされる寄附であることを知りながら、これを受けてはならない。

ウ 外国人等からの寄附の受領の禁止（法第 22 条の 5）

何人も、外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織から、政治活動に関する寄附を受けてはならないとされています。これは、わが国の政治や選挙が外国の勢力によって影響を受けることを未然に防止しようとするものです。

【政治資金制度研究会、『実務と研修のためのわかりやすい政治資金規正法〔第二次改訂版〕』、
ぎょうせい、145 頁】

なお、一定の場合には例外的に寄附を受けることが可能な場合もあります（法第 22 条の 5 第 1 項ただし書及び第 2 項）。

事例 3 在日台湾人が経営する会社からの寄附を受領

■事件の概要

衆議院議員の A 氏が代表を務める所属政党の支部が、2005～2009 年の 5 年間にわたって、在日台湾人男性が経営する有限会社から計 54 万円の献金を受けていることがわかった。政党支部の政治資金収支報告書には、献金した有限会社の代表者名として経営者の台湾名が明記されていた。

なお、県選挙管理委員会が公表した政治資金収支報告書には、同支部は 2001 年と 2002 年にも、同じ会社からそれぞれ 6 万円と 21 万円の献金を受けていたことが記載されている。

■解説：外国人、外国法人又は主たる構成員が外国人、外国法人である団体その他の組織からの政治資金を受けてはならないとされています（法第 22 条の 5）。

政治資金規正法は、政治家が外国の勢力から影響を受けることを防ぐため「主たる構成員が外国人、外国法人である団体その他の組織」から献金を受けることを禁じています。

「主たる構成員が外国人、外国法人である団体その他の組織」とは、構成員の過半数を外国人や外国法人が占めている団体や組織のことを指し、株式会社の場合は、発行済み株式の外資保有比率が過半数を超えているかどうか判断基準とされています。有限会社については同様に持分の比率が基準となります。なお、違反して寄附を受けた場合は、3 年以下の禁錮又は 50 万円以下の罰金、公民権停止の罰則が科されるおそれがあります（法第 26 条の 2・第 28 条）。

本事例の場合は、有限会社の持分につき外国人又は外国法人の比率が過半数を超えているのであれば、政治資金規正法違反に問われる可能性があります。相手が日本名の通名で寄附した場合など、相手が外国人又は外国法人であることを全く知らずに寄附を受けた場合まで法的責任を問われることはないと考えられますが、寄附を受ける際には、可能な限り身元確認を行うなどして、十分に注意する必要があります。

【国政情報センター、『政治資金規正法違反事例集Ⅱ』、44・45 頁】

○政治資金規正法（抜粋）

- 第 22 条の 5 何人も、外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所（以下この項において単に「金融商品取引所」という。）に上場されている株式を発行している株式会社のうち定時株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 124 条第 1 項に規定する基準日（以下この項において「定時株主総会基準日」という。）を定めた株式会社であつて直近の定時株主総会基準日が 1 年以内にあつたものにあつては、当該定時株主総会基準日において外国人又は外国法人が発行済株式の総数の過半数に当たる株式を保有していたもの）から、政治活動に関する寄附を受けてはならない。ただし、日本法人であつて、その発行する株式が金融商品取引所において 5 年以上継続して上場されているもの（新設合併又は株式移転により設立された株式会社（当該新設合併により消滅した会社又は当該株式移転をした会社のすべてが株式会社であり、かつ、それらの発行していた株式が当該新設合併又は当該株式移転に伴い上場を廃止されるまで金融商品取引所において上場されていたものに限る。）のうちその発行する株式が当該新設合併又は当該株式移転に伴い金融商品取引所において上場されてから継続して上場されており、かつ、上場されている期間が 5 年に満たないものであつて、当該上場されている期間と、当該新設合併又は当該株式移転に伴い上場を廃止された株式がその上場を廃止されるまで金融商品取引所において継続して上場されていた期間のうち最も短いものとを合算した期間が 5 年以上であるものを含む。）がする寄附については、この限りでない。
- 2 前項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものは、政治活動に関する寄附をするときは、同項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものである旨を、文書で、当該寄附を受ける者に通知しなければならない。

エ 匿名等の寄附の禁止（法第 22 条の 6）

何人も、本人の名義以外の名義又は匿名で政治活動に関する寄附をしてはならないとされています。

これは、本人の名義以外の名義又は匿名の寄附が行われると、本法の目的とする政治資金の収支公開や寄附の量的制限、質的制限の実効性が阻害されることになるため、これを禁止しようとするものです。

また、何人も、匿名等の寄附の禁止の規定に違反してされる寄附を受けてはならないとされています。

【政治資金制度研究会、『実務と研修のためのわかりやすい政治資金規正法〔第二次改訂版〕』、ぎょうせい、146・147 頁】

事例 4 名義借りで 1 億円を偽装献金

■事件の概要

衆議院議員の A 氏の親族が経営する企業 X 社が、A 氏が代表を務める 3 つの政治団体

に対して、実際は企業の資金で献金したのに、X社の役員や取引先の経営者らの個人名義の献金に偽装していたことがわかった。名義借り献金は、2011年までの6年間で約20人分、少なくとも計1億円に上る。また、名義貸しをした約20人のうち約10人は、A氏の政治団体が発行した領収書を使って所得税の還付を受けていたことも明らかになった。

X社は、A氏の父親が社長でA氏が副社長を務める。関係者によると、偽装献金はつぎのような手順で行われた。

〈偽装献金の手順〉

- ① X社役員らに支払った報酬の一部をバックさせ、A氏の父親が現金又は自身の口座でプール
- ② プールした金を取引先経営者らの名義に分散
- ③ A氏の資金管理団体やA氏が代表を務めた政党支部など3団体に献金

■解説：本人以外の名義又は匿名により政治活動に関する寄附をすることは禁じられています（法第22条の6）。

政治資金規正法では、企業による資金管理団体への寄附を禁じており、政党支部への寄附は資本金額に応じた上限が設けられています。また、個人から資金管理団体への寄附の上限は1団体当たり年間150万円、複数の政治団体と合計で年間1,000万円、政党への寄附の上限は年間2,000万円までとされています（法第21条・第21条の3・第22条）。また、同法では他人名義の寄附が禁止されています。

本件では、X社は役員報酬の一部をバックさせ、その金を個人名義に偽装して資金管理団体等に寄附していることから、結果としてX社の資金が資金管理団体に寄附されたと認定されることもあります。この場合X社は、企業による資金管理団体への寄附を禁じる政治資金規正法に違反することになるとともに、他人名義による寄附を禁止する規定にも違反することになります。このほか、政党支部への寄附も年間の上限額を超えているおそれがあります。

【国政情報センター、『政治資金規正法違反事例集Ⅱ』、14～16頁】

○政治資金規正法（抜粋）

第22条の6 何人も、本人の名義以外の名義又は匿名で、政治活動に関する寄附をしてはならない。

（第2項省略）

3 何人も、第1項の規定に違反してされる寄附を受けてはならない。

（第4項及び第5項省略）

オ 罰則等

寄附の質的制限についても、罰則が定められており、また、当該団体に対する罰金刑や没収・追徴、選挙権被選挙権の停止についても定められています。

違反行為	罰則の対象	罰 則
①補助金、出資金等を受給した法人の寄附の制限違反（第22条の3）	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附をした者 ・違反を知りながら勧誘・要求をした者 ・違反を知りながら寄附を受けた者 	3年以下の禁錮（自然人のみ）又は50万円以下の罰金（第26条の2）
②赤字会社の寄附の禁止違反（第22条の4）	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附をした者 ・違反を知りながら寄附を受けた者 	50万円以下の罰金（第26条の3）
③外国人等からの寄附の受領禁止違反（第22条の5）	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附を受けた者 	3年以下の禁錮（自然人のみ）又は50万円以下の罰金（第26条の2）
④匿名等の寄附の禁止違反（政党匿名寄附を除く。）（第22条の6）	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附をした者 ・寄附を受けた者 	
<ul style="list-style-type: none"> ・会社、政治団体、その他の団体の役職員又は構成員が違反行為をしたときは、その団体に対して罰金刑（第28条の3） ・違反行為により受けた寄附について、没収・追徴（第28条の2） ・選挙権及び被選挙権の停止（第28条） 		

【政治資金制度研究会、『Q&A 政治資金ハンドブック（第五次改訂版）』、ぎょうせい、321・322頁】

○政治資金規正法（抜粋）

第26条の2 次の各号の一に該当する者は、3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第22条の3第1項又は第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反して寄附をした会社その他の法人の役職員として当該違反行為をした者
 - (2) 第22条の3第5項の規定に違反して寄附をすることを勧誘し、又は要求した者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）
 - (3) 第22条の3第6項、第22条の5第1項又は第22条の6第3項の規定に違反して寄附を受けた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）
 - (4) 第22条の6第1項の規定に違反して寄附をした者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）
- （第5号及び第6号省略）

第26条の3 次の各号の一に該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第22条の4第1項の規定に違反して寄附をした会社の役職員として当該違反行為をした者

- (2) 第 22 条の 4 第 2 項の規定に違反して寄附を受けた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）
（第 3 号から第 5 号まで省略）

(4) その他の制限

政治資金規正法では第 5 章の「寄附等に関する制限」において、次のような制限を設けています。

制限	内容（条文）
寄附のあっせんに関する制限 （第 22 条の 7 第 1 項）	何人も、政治活動に関する寄附に係る寄附のあっせんをする場合において、相手方に対し業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫する等不当にその意思を拘束するような方法で、当該寄附のあっせんに係る行為をしてはならない。
寄附をしようとする者の意思に反するチェック・オフの禁止 （第 22 条の 7 第 2 項）	政治活動に関する寄附に係る寄附のあっせんをする者は、いかなる方法をもってするを問わず、寄附をしようとする者の意思に反して、その者の賃金、工賃、下請代金その他性質上これらに類するものからの控除による方法で、当該寄附を集めてはならない。
公務員の地位利用による寄附への関与の禁止 （第 22 条の 9 第 1 項）	<p>国若しくは地方公共団体の公務員…で次に掲げるものは、その地位を利用して、政治活動に関する寄附を求め、若しくは受け、若しくは自己以外の者がする政治活動に関する寄附に関与し、又は政治資金パーティーに対価を支払って参加することを求め、若しくは政治資金パーティーの対価の支払を受け、若しくは自己以外の者がするこれらの行為に関与してはならない。</p> <p>（第 1 号から第 4 号まで省略）</p> <p>(5) 地方公務員法第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 3 条第 4 号に規定する職員で政令で定めるもの及び同法附則第 5 項に規定する単純な労務に雇用される職員を除く。）</p> <p>(6) 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 7 条に規定する管理者</p>

[参考資料]

◆書籍

- ・ 国政情報センター 編集 『政治資金規正法違反事例集』（国政情報センター）
- ・ 国政情報センター 編集 『政治資金規正法違反事例集Ⅱ』（国政情報センター）
- ・ 政治資金制度研究会 編集 『Q & A 政治資金ハンドブック（第五次改訂版）』（ぎょうせい）
- ・ 政治資金制度研究会 編集 『実務と研修のための わかりやすい政治資金規正法〔第二次改訂版〕』（ぎょうせい）
- ・ 政治資金制度研究会 監修 『政治資金規正法要覧〈第五次改訂版〉』
国政情報センター 編集（株式会社国政情報センター）
- ・ 政治資金制度研究会 編集 『逐条解説 政治資金規正法〔第二次改訂版〕』（ぎょうせい）

◆参照ホームページ

- ・ 総務省「政治資金規正法のあらまし」
https://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/naruhodo01.html

✚ 「法制情報」は、「市会ジャーナル」の特別編として、議会活動を法制面でも積極的にサポートすることを目的として、議会局政策調査課（法制等担当）が編集・発行しているものです。